

## 1 監査の対象

一般会計、特別会計(部落有財産特別会計を除く。)、企業会計

## 2 監査方法

令和7年度上半期末現在における、次の事項を主とした書類審査

- (1) 令和7年度新規事業の執行状況
- (2) 補助金・交付金の執行状況
- (3) 請負工事の執行状況
- (4) 委託業務の執行状況

## 3 監査の視点

本監査は、あらかじめ提出された新規事業執行状況調書、工事請負・業務委託事業執行状況調書、補助金・交付金調書を中心に、各課等から今年度の主だった事業の執行状況等を聴取り、関係書類を審査し、事務事業が遅滞なく、かつ効果的、効率的に執行されているかを主眼とし、法令及び条例等の定めに従って適正に事務処理がなされているかを監査した。

## 4 監査期間

令和7年10月14日、23日、24日、29日の4日間

## 5 監査の結果

監査の結果、適正に事務が処理され、予算の執行についても概ね良好と認められる。

一方で、農林振興課が所管する森林整備体験事業業務委託において、事業が着手されていない事例が見受けられた。事業の性格上、町民を対象とするものであり、適正な時期に遂行されるよう努められたい。

今後とも、適正な事務処理と事業が着実にかつ効果的に推進されることを期待する。